

輪番制で複数の班を選出母体として候補者を選び、班長の3分2以上の同意を得て選出する。

(2) 副会長 = 〃

(3) 書記 = 〃

(4) 会計 = 防災防犯会役員分担表の会計を兼務する。

(5) 監査役 = 〃 の監査役を兼務する。

前年度の会計が監査役となる。

以下の役職は班長が輪番制で兼務する。

(6) 環境部長 = 〃 の消火部長を兼務する。

(7) 〃 副部長 = 〃 の消火副部長を兼務する。

(8) 防災部長 = 〃 の給食給水部長を兼務する。

(15) 〃 副部長 = 〃 の給食給水副部長を兼務する。

(16) 防犯部長 = 〃 の防犯部長を兼務する。

(17) 〃 副部長 = 〃 の防犯副部長を兼務する。

(任務分掌)

第8条

(1) 会長は会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長・書記・担当部長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計は会費の徴集業務をとりまとめ、会の出納事務を処理するとともに、会計に必要な書類を調整、管理する。

(4) 書記は会務を記録し、会の内外へ連絡などを行い、必要に応じて広報部長に情報提供を行う。

(5) 監査役は会の監査を行う。

(6) 担当部長及び副部長は各担当部を代表し、別表1の担当業務を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(班長)

第10条

(1) 班長は班員の代表とする。

(2) 班長は班員の意見、要望等を取りまとめる。

(3) 班長の発言は班員の総意とする。